

令和7年4月1日

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付基準

補助金の名称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金
補助金の交付目的	原油価格・物価高騰による、教育・保育施設で提供される給食用の食材費の上昇に対し、食材価格上昇分の一部を支援することで、給食の栄養バランスや量を確保するとともに保護者負担を軽減させることを目的とする。
補助金の交付対象者	大津市内に設置された特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設の設置者（都道府県及び市区町村以外の設置者に限る。）
交付要件	<p>(1) 給食を常時提供していること。</p> <p>(2) 以下の①、②又は③のいずれかに該当する施設・事業者であること。</p> <p>① 令和5年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない。</p> <p>② 以下のア・イをいずれも満たしている。</p> <p>ア. 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和6年4月1日以降の給食費から減額した。</p> <p>イ. 令和6年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還した。</p> <p>③ 以下のア・イをいずれも満たしている。</p> <p>ア. 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和7年4月1日以降の給食費から減額した。</p> <p>イ. 令和7年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還した。</p>
交付取消し要件	<p>(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。</p> <p>(2) その他支給について不相当と認められるとき。</p>
補助金の額及び算定方法	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額</p> <p>(1) 新制度移行幼稚園 単価683円×補助事業実施月数×令和7年4月1日の入所児童数 (※)</p> <p>(2) 上記(1)以外の施設・事業所 下記のア・イを合計した額</p> <p>ア 単価1,423円×補助事業実施月数×令和7年4月1日の入所児童数 (※) (副食費免除対象者を除く。)</p>

	<p>イ 単価1,023円×補助事業実施月数×令和7年4月1日の入所児童数(※)(副食費免除対象者に限る。)</p> <p>※いずれも広域受託児童数を含んだものとする。また、4月初日の利用児童数により難しい場合は、補助事業実施期間における各月初日の利用子ども数の見込数の総数を補助事業実施期間の月数で除して得た数を用いることとする。</p>
補助金交付事業の開始時期	令和7年4月1日
補助金交付事業の終了時期	令和8年3月31日。ただし、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策補助金の交付措置が終了するに至ったときは、その時に終了する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書兼請求書の提出期限については、別途交付申請にかかる案内により通知する。 ・大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知した額で確定するものとする。
様式	<p>大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)</p> <p>大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)</p> <p>大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)</p> <p>大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第4号)</p> <p>大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金返還通知書(様式第5号)</p>
担当部署	大津市こども未来部保育入所課

様式第1号

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

印

大津市補助金等交付規則第4条第1項及び第18条第1項の規定により、大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金の交付について次のとおり申請・請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援事業
交 付 申 請 額 (内 訳)	円
添 付 書 類	

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付で申請のあった大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

様式第3号

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市保育所等食料品価格高騰対策支援事業について、次のおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等食料品価格高騰対策支援金
交 付 決 定 ・ 確 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。